

産業廃棄物処理施設の 敷地位置の都市計画上の支障の有無について

1 内 容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申 請 者
産業廃棄物 処理施設	新潟市北区太郎代字山辺 856 番 65 外 6 筆	16,300.65 m ²	新潟市北区太郎代字山辺 856 番地 65 株式会社バイオパワーステーショ ン新潟 代表取締役 齋藤 大輔

(別紙図面表示のとおり)

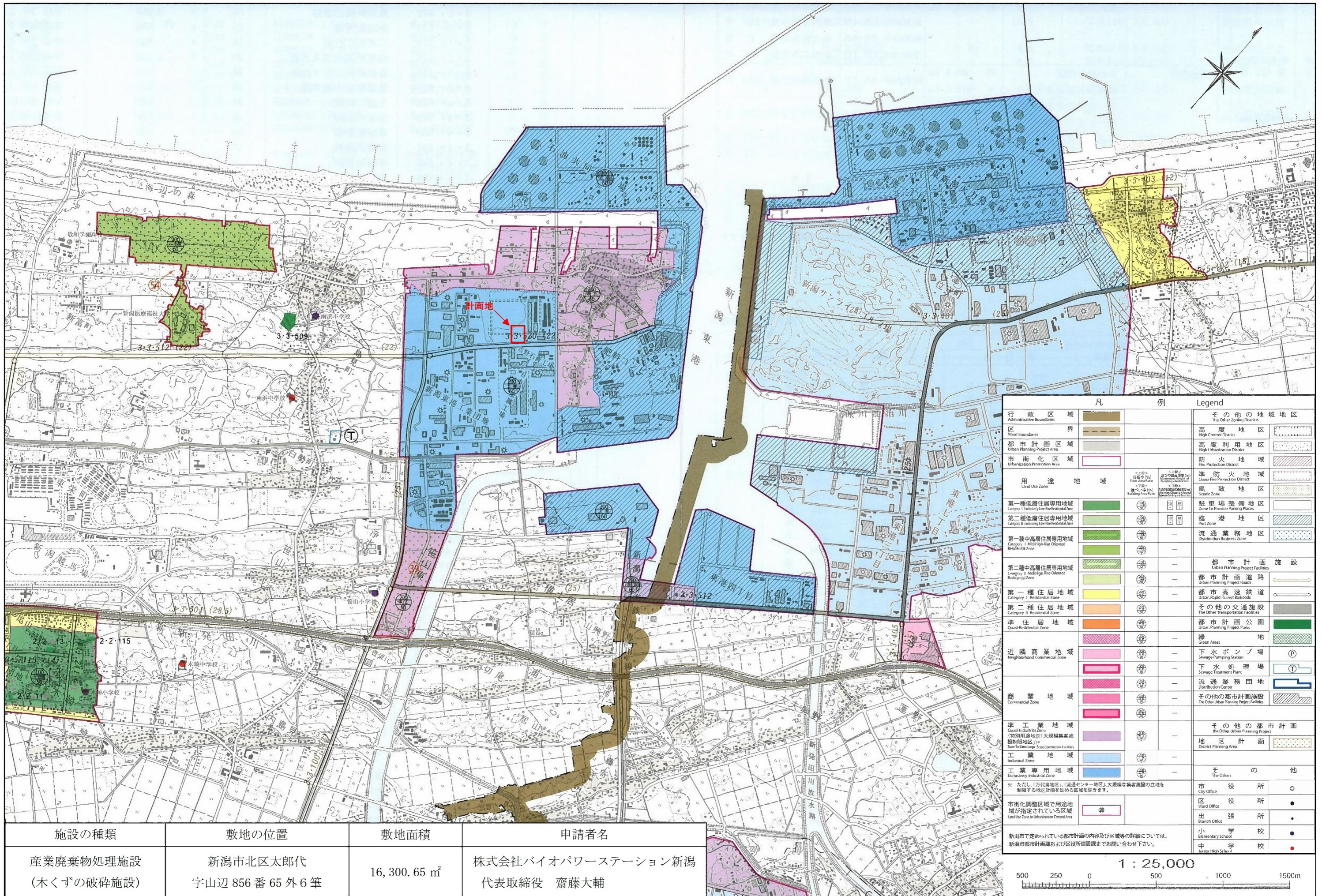
2 理 由

本施設は、産業廃棄物である木くずの破碎処理を行うものであり、都市活動によって生じる廃棄物の減量化、再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準法第51条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可することが適当であり、許可にあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

用途地域図



凡 例 Legend	
行政区界	その他の地域地区
区界	高度地区
都市計画区域	高度利用地区
市街化区域	防火地域
用途地域	準防火地域
第一種低層住居専用地域	風致地区
第二種低層住居専用地域	風景地区
第一種中高層住居専用地域	駐車場整備地区
第二種中高層住居専用地域	臨港地区
第一種住居地域	流通業務地区
第二種住居地域	都市計画施設
準住居地域	都市計画道路
近隣商業地域	都市高速鉄道
商業地域	その他の交通施設
準工業地域	都市計画公園
工業地域	緑地
工業専用地域	下水ポンプ場
	下水処理場
	流通業務団地
	その他の都市計画
	地区計画
	その他
	市役所
	区役所
	出張所
	小学校
	中学校

施設の種類の	敷地の位置	敷地面積	申請者名
産業廃棄物処理施設 (木くずの破碎施設)	新潟市北区太郎代 宇山辺 856 番 65 外 6 筆	16,300.65 m ²	株式会社バイオパワーステーション新潟 代表取締役 齋藤大輔

